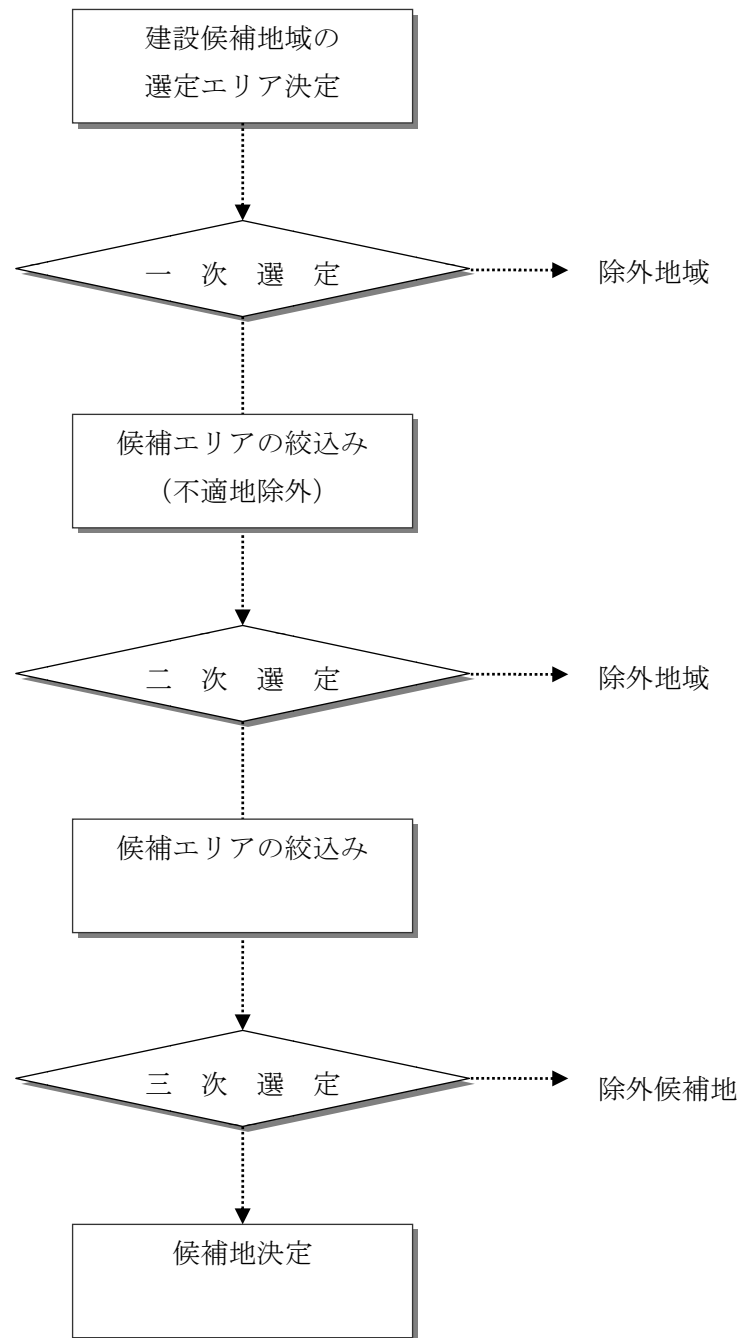


二次選定の項目及び結果について

1. 建設候補地選定の手順

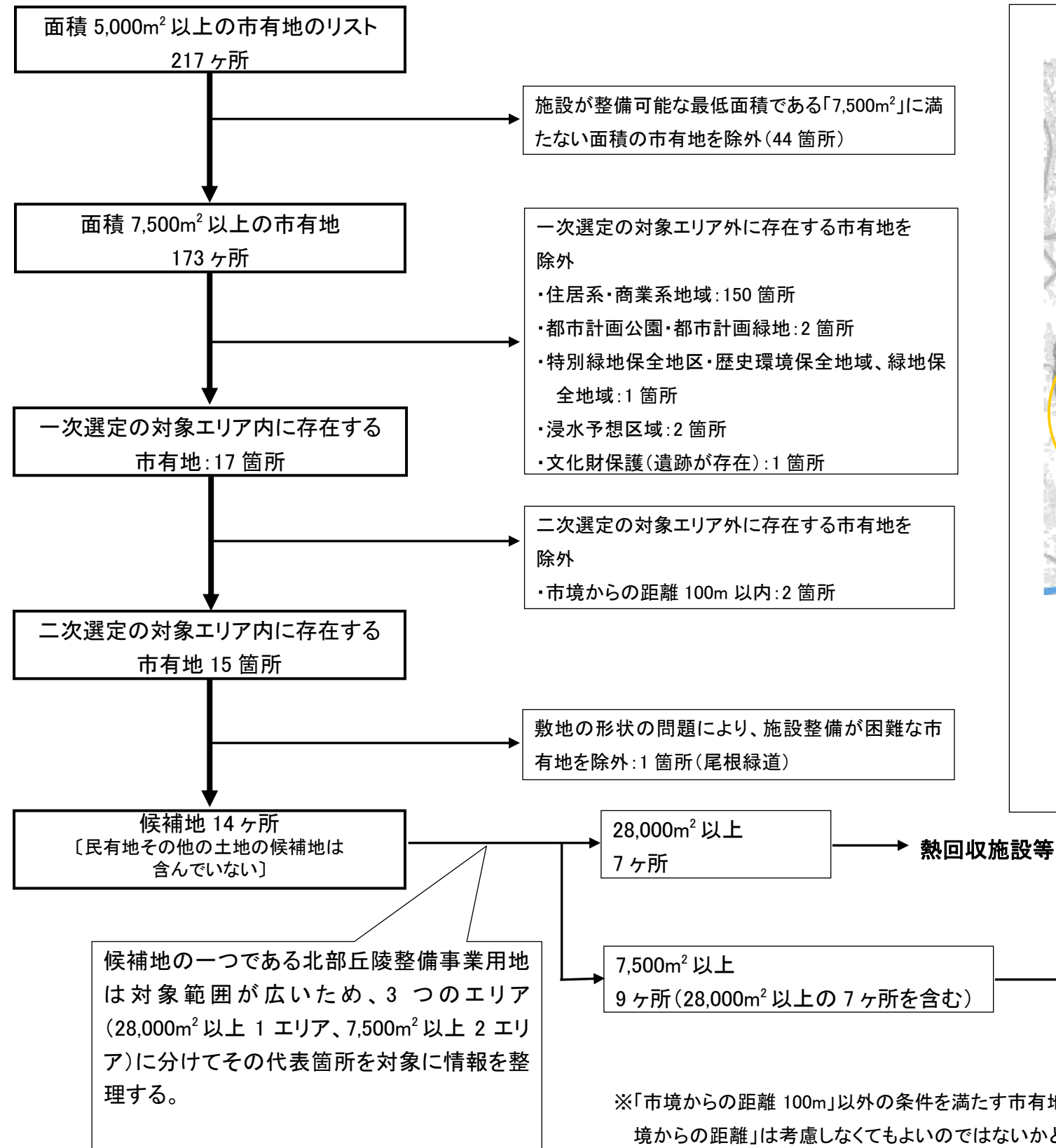
- 建設候補地選定の手順は以下の通りである。
- 前回（平成 24 年 1 月 12 日）の時点では、「(4) 物理的制約条件への適合」「(7) 用地取得の可能性」が未反映だったため、本資料にて更新した。ただし「(7) 用地取得の可能性」については、民有地その他の土地に関する検討が未反映である。
- 意見交換会の結果、市境からの距離は考慮しなくてもよいのではないかという意見が挙げられた。そのため、候補地の実況を踏まえて検討・確認する必要がある。



	検討項目	検討項目の詳細	
一次選定	(1) 法的制約条件への適合	以下のエリアを除外する。 ①防災に関する地域（浸水予想区域、土石流危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）（洪水ハザードマップ） ②自然保護に関する地域（国定・国定公園区域、県立自然公園区域、自然環境保全地域） ③鳥獣保護に関する地域（鳥獣保護区域内の特別保護地区） ④文化財保護に関する地域（埋蔵文化財、国指定文化財、県指定文化財） ⑤農業地域（農用地区域） ⑥森林地域（保安林） ⑦世界遺産：緩衝地帯	
	(2) 災害・環境に対する安全性	以下のエリアを除外する。 ①活断層からの距離：50m 以内（都市圏活断層図） ②湿地：湿地範囲 ③水道水源の取水地点：半径 1km 以内	
	(3) 既往の土地利用との整合	①既往の土地利用との整合を考慮し、住居系地域、商業系地域は原則的に除外する。（町田都市計画図） ②市街化調整区域において、都市計画公園、都市計画緑地は除外する。 ③都市緑地法の「特別緑地保全地区」、東京における自然の保護と回復に関する条例の「歴史環境保全地域」、「緑地保全地域」を除外する。	
二次選定	(4) 物理的制約条件への適合	施設を建設するために最低限必要となる面積を確保できる箇所を選定する。 用地確保が困難な場合や収集・運搬効率を考慮した場合、数箇所に分散して整備する可能性がある。	前回(平成 24 年 1 月 12 日)の部会で未反映だった項目
	(5) 収集・運搬の効率	2 車線道路からの距離を考慮し、以下のエリアを除外する。 ① 2 車線道路からの距離： 500m 以上	
	(6) 地形・地質条件	地形勾配が大きく、建設に不適と考えられるエリアを除外する。 ①平均勾配：20%以上	
	(7) 用地取得の可能性	現在の市有地の活用について検討する。	前回(平成 24 年 1 月 12 日)の部会で未反映だった項目
三次選定	(8) 市境からの距離	隣接市に配慮し、以下のエリアを除外する。 ①市境からの距離 100m 以下	市民との意見交換会において意見が挙げられている項目
	(9) 評価項目の重み付け	機能面、環境面、土地利用面、経済面、維持管理面、余熱等利用面などのうち、候補地選定の視点として重視すべきものの重み付けを行う。特に「市民の森」、「緑地保全の森」等の保全に配慮する。	
	(10) 比較評価	上記の視点から候補エリアの評価を行い、比較して最も合理的と考えられる箇所を選定する。	

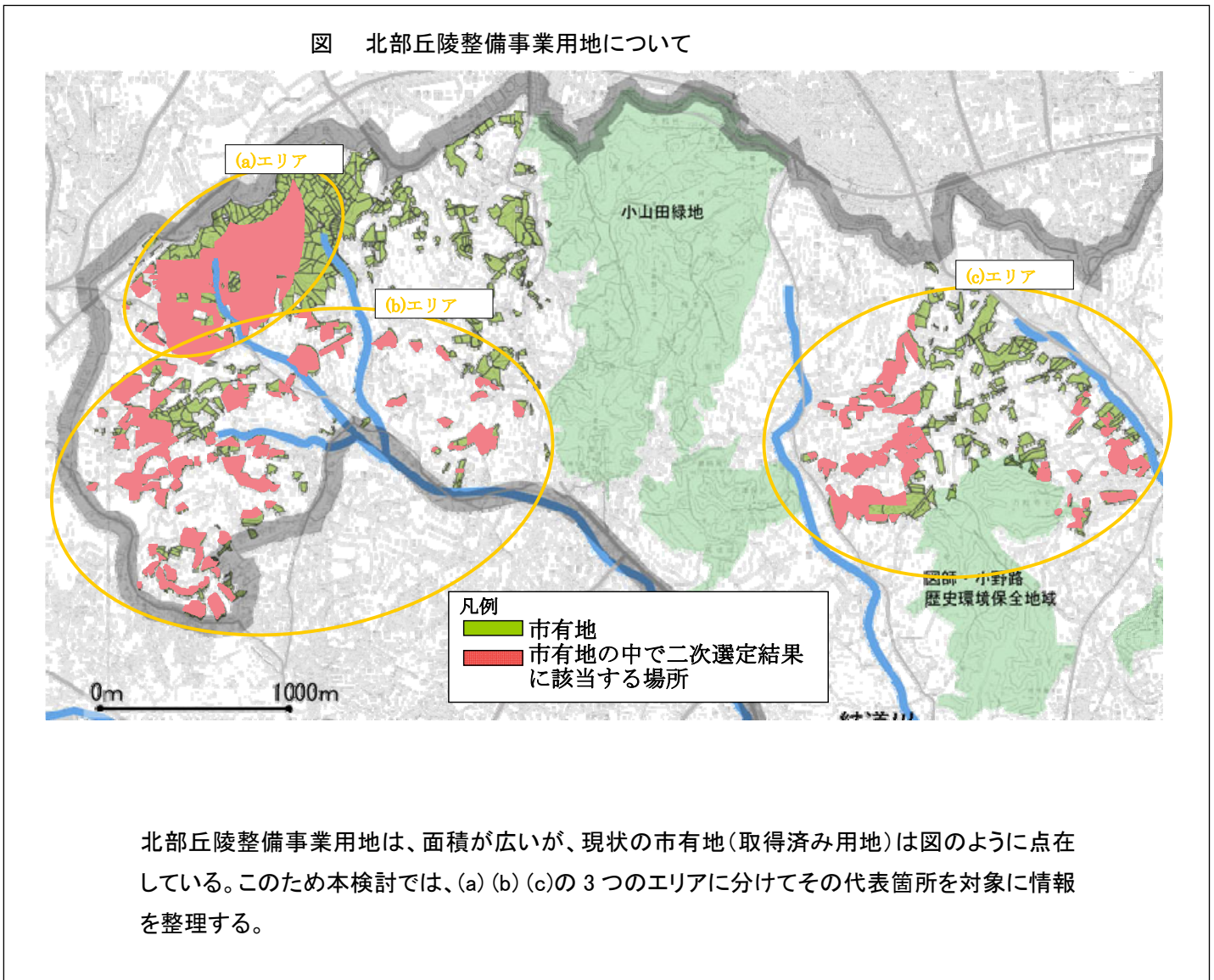
※1 ①熱回収施設、ごみメタン化施設、不燃・粗大処理施設の 3 施設と②資源ごみ処理施設について、一次、二次選定までは共通の検討項目で選定を行い、三次選定以降①と②は別々の検討項目で選定を行う。
 ※2 2011 年 10 月 7 日より、「市民の森」と「緑地保全の森」は制度上統合された。

2. 市有地からの候補地抽出プロセス



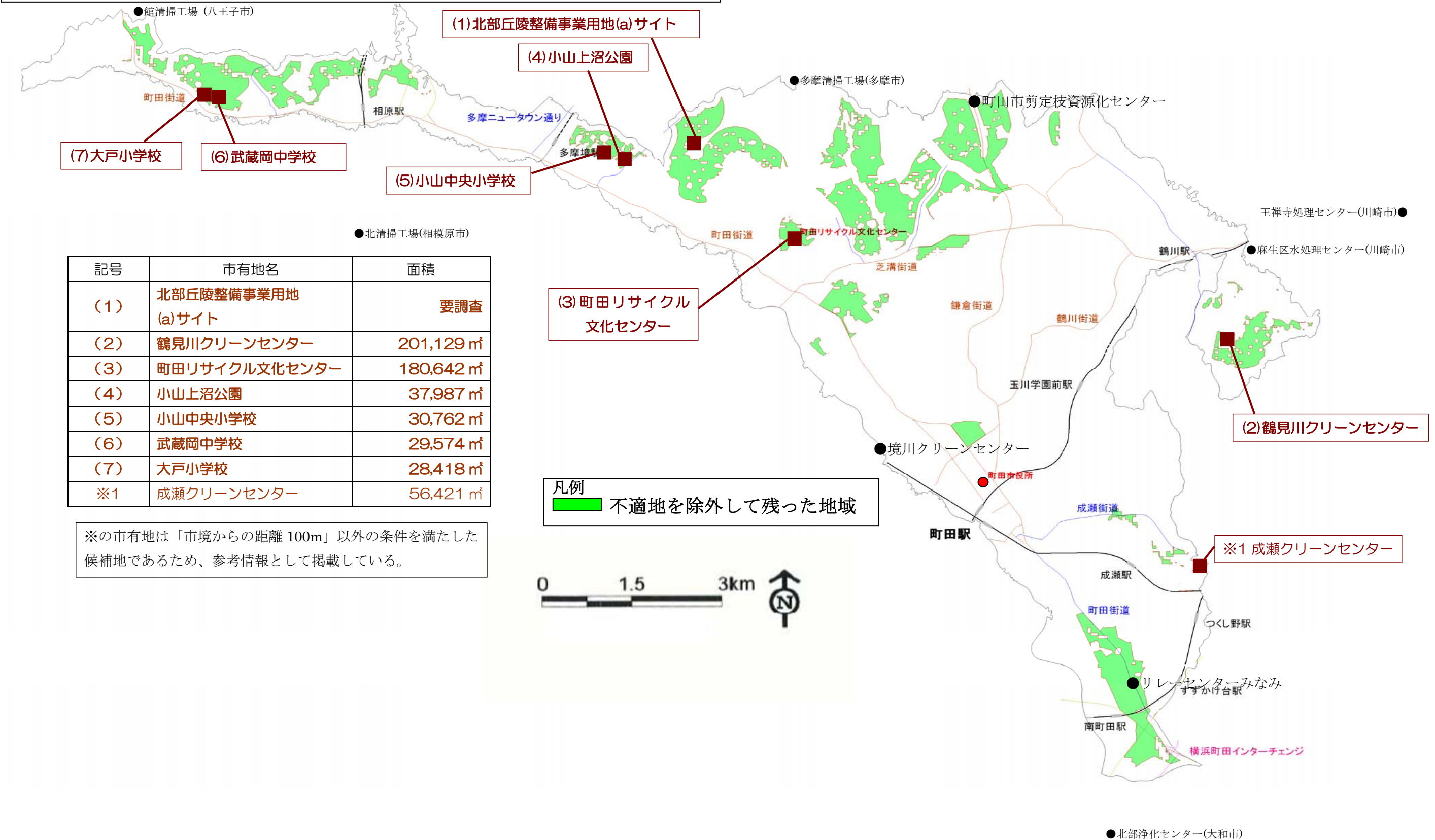
候補地の一つである北部丘陵整備事業用地は対象範囲が広いため、3つのエリア(28,000m²以上1エリア、7,500m²以上2エリア)に分けてその代表箇所を対象に情報を整理する。

※「市境からの距離 100m」以外の条件を満たす市有地が2箇所存在する。市民から「市境からの距離」は考慮しなくてもよいのではないかという意見が挙がっていたため、参考情報としてこの2箇所の情報を掲載する。三次選定に進むに当たって、この2箇所の扱いについて本部会で議論する。



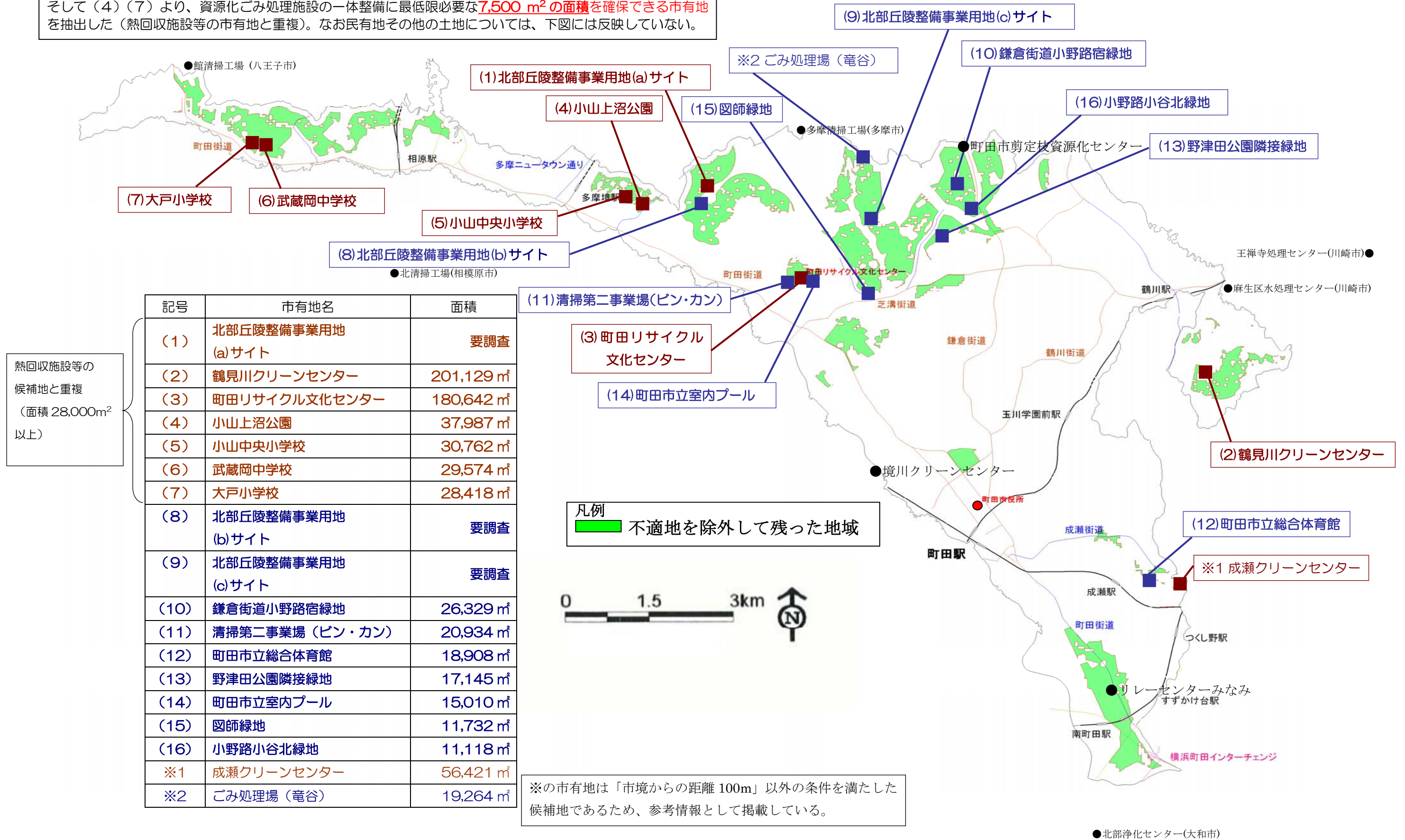
3. 二次選定結果(熱回収施設、ごみメタン化施設、不燃・粗大処理施設)

一次選定結果から以下のエリアを除外した。
 (5) 2車線以上の道路(幅員5.5m以上の道路)からの距離が500m以上のエリア
 (6) 平均勾配が20%以上のエリア
 (8) 市境からの距離100m以下のエリア
 そして(4)(7)より、熱回収施設、ごみメタン化施設、不燃・粗大処理施設の一体整備に最低限必要な**28,000m²**
の面積を確保できる市有地を抽出した。なお民有地その他の土地については、下図には反映していない。



4. 二次選定結果(資源化ごみ処理施設)

一次選定結果から以下のエリアを除外した。
 (5) 2車線以上の道路(幅員5.5m以上の道路)からの距離が500m以上のエリア
 (6) 平均勾配が20%以上のエリア
 (8) 市境からの距離100m以下のエリア
 そして(4)(7)より、資源化ごみ処理施設の一体整備に最低限必要な**7,500 m²の面積を確保できる市有地**を抽出した(熱回収施設等の市有地と重複)。なお民有地その他の土地については、下図には反映していない。



記号	市有地名	面積
(1)	北部丘陵整備事業用地 (a)サイト	要調査
(2)	鶴見川クリーンセンター	201,129 m ²
(3)	町田リサイクル文化センター	180,642 m ²
(4)	小山上沼公園	37,987 m ²
(5)	小山中央小学校	30,762 m ²
(6)	武蔵岡中学校	29,574 m ²
(7)	大戸小学校	28,418 m ²
(8)	北部丘陵整備事業用地 (b)サイト	要調査
(9)	北部丘陵整備事業用地 (c)サイト	要調査
(10)	鎌倉街道小野路宿緑地	26,329 m ²
(11)	清掃第二事業場(ピン・カン)	20,934 m ²
(12)	町田市立総合体育館	18,908 m ²
(13)	野津田公園隣接緑地	17,145 m ²
(14)	町田市立室内プール	15,010 m ²
(15)	函師緑地	11,732 m ²
(16)	小野路小谷北緑地	11,118 m ²
*1	成瀬クリーンセンター	56,421 m ²
*2	ごみ処理場(竜谷)	19,264 m ²

熱回収施設等の候補地と重複(面積28,000m²以上)

凡例
 不適地を除外して残った地域

※の市有地は「市境からの距離100m」以外の条件を満たした候補地であるため、参考情報として掲載している。

5. 二次選定結果候補地の概要

5.1 二次選定結果 熱回収施設等の候補地の概要

(1) 北部丘陵 整備事業用地 (a) サイト	面積	28,000 m ² 以上（正確な面積は要調査）
	所在地	下小山田町
	区域	市街化調整区域
	現状の 利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・同事業用地として、今後開発される予定の地域である。 ・「源流保水の森」として、NPO を主体に自然資源を保全する活動が進められている。 ・「町田市北部丘陵活性化計画」によると、「鶴見川源流 交流・回遊の拠点」と位置づけられている。 ・「町田市緑の基本計画 2020」によると、敷地は「水と緑の拠点」及び「保全候補地」となっている。
	備考	
(2) 鶴見川ク リーンセンタ ー	面積	201,129 m ²
	所在地	三輪緑山1丁目1番地
	区域	準工業地域
	現状の 利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・下水処理場である。 ・敷地西側ののり面付近に、一定の空地が残っている。 ・現在利用されていない土地の一部を活用して、ドッグランが行われている。 ・施設整備のために面積を確保するには、増設施設の予定地を活用する、あるいはのり面を崩して敷地を造成する必要があると考えられる。
	備考	・社会資本総合整備計画（水の安全・安心基盤整備）によれば、流入量の増加に対応するため、H22年度からH25年度にかけて設備を18%増設する計画がある。
(3) 町田リサ イクル文化セ ンター	面積	180,642 m ²
	所在地	下小山田町 3160 番地
	区域	準工業地域
	現状の 利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの焼却、及びリサイクル品を展示・販売する施設である。 ・新たに施設整備を行うにあたっては、焼却施設を稼動しながらリサイクルプラザ・管理棟等を一時撤去し、新規施設を建設することになる。
	備考	

(4) 小山上沼 公園	面積	37,987 m ²
	所在地	小山ヶ丘 3 丁目 1
	区域	準工業地域
	現状の 利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調節池や広場を持つ公園である。 ・ 施設整備を行うにあたっては、公園は移設もしくは廃止する、また調整池機能を確保して建設することが前提となる。
	備考	
(5) 小山中央 小学校	面積	30,762 m ²
	所在地	小山ヶ丘 3-7-1
	区域	準工業地域
	現状の 利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校である。 ・ <u>施設整備を行うにあたっては、小学校は移転等を行うことが前提となる。</u>
	備考	
(6) 武蔵岡中 学校	面積	29,574 m ²
	所在地	相原町 3865
	区域	市街化調整区域
	現状の 利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校である。 ・ <u>施設整備を行うにあたっては、中学校は移転等を行うことが前提となる。</u>
	備考	
(7) 大戸小学 校	面積	28,418 m ²
	所在地	相原町 3765-3
	区域	市街化調整区域
	現状の 利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校である。 ・ <u>施設整備を行うにあたっては、小学校は移転等を行うことが前提となる。</u>
	備考	

5.2 二次選定結果 資源ごみ処理施設等の候補地の概要

(8) 北部丘陵 整備事業用地 (b)サイト	面積	7,500 m ² 以上（正確な面積は要調査）
	所在地	下小山田町
	区域	市街化調整区域
	現状の 利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・同事業用地として、今後開発される予定の地域である。 ・「町田市緑の基本計画 2020」によると、敷地は「水と緑の拠点」となっている。
備考		
(9) 北部丘陵 整備事業用地 (c)サイト	面積	7,500 m ² 以上（正確な面積は要調査）
	所在地	下小山田町
	区域	市街化調整区域
	現状の 利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・同事業用地として、今後開発される予定の地域である。 ・「町田市北部丘陵活性化計画」によると、「奈良ばい谷戸付近 交流・回遊の拠点」と位置づけられている。 ・「町田市緑の基本計画 2020」によると、敷地は「水と緑の拠点」及び「保全候補地」となっている。
備考		
(10) 鎌倉街道 小野路宿緑地	面積	26,329 m ² （市有地は分散して存在しており、その合計面積） 鎌倉街道小野路緑地内の市有地は複数箇所に分散して存在しているが、その中で7000m ² が確保できる場所は2箇所ある。
	所在地	小野路町 956、958、1002、1454、1455、1458～1460、4113、4182、4183、4185～4187 番地
	区域	市街化調整区域
	現状の 利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地である。 ・「町田市緑の基本計画 2020」によると、敷地は「水と緑の拠点」及び「保全候補地」となっている。 ・敷地は「緑地保全の森」となっている。 ・施設整備のために面積を確保するには、緑地内の木々を伐採し土地を造成する必要があると考えられる。
備考		
(11) 清掃第二 事業場（ビン・カン）	面積	20,934 m ²
	所在地	下小山田町 3267 番地
	区域	準工業地域
	現状の 利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ビンおよびカンの再資源化施設である。 ・施設整備のために面積を確保するには、敷地内のいくつかの建物を撤去する必要があると生じる可能性がある。
備考		

(12) 町田市立 総合体育館	面積	18,908 m ²
	所在地	南成瀬 5 - 12
	区域	準工業地域
	現状の 利用形態	・国際級の各種大会の開催が可能な総合体育館である。
	備考	・ <u>施設整備のために面積を確保するには、現有施設を撤去する必要があると考えられる。</u>
(13) 野津田公 園隣接緑地	面積	17,145 m ²
	所在地	小野路町 1163、1186、1196、1197、1198、1191 番地
	区域	市街化調整区域
	現状の 利用形態	・緑地である。 ・「町田市緑の基本計画 2020」によると、敷地は「水と緑の拠点」及び「保全候補地」となっている。 ・敷地は緑地保全の森となっている。 ・施設整備のために面積を確保するには、緑地内の木々を伐採し土地を造成する必要があると考えられる。
	備考	
(14) 町田市立 室内プール	面積	15,010 m ²
	所在地	準工業地域
	区域	図師町 199-1
	現状の 利用形態	・リサイクル文化センターのゴミ焼却の余熱を利用した温水プールである。 ・公式な水泳競技大会もできる 50 メートルの公認プールがある。
	備考	・ <u>施設整備のために面積を確保するには、現有施設を撤去する必要があると考えられる。</u>
(15) 図師緑地	面積	11,732 m ²
	所在地	図師町 1871、1874～1882、1894、1901、1902、1910、1921 番地
	区域	市街化調整区域
	現状の 利用形態	・緑地である。 ・「町田市緑の基本計画 2020」によると、敷地は「水と緑の拠点」及び「保全候補地」となっている。 ・敷地は緑地保全の森となっている。 ・施設整備のために面積を確保するには、緑地内の木々を伐採し土地を造成する必要があると考えられる。
	備考	

(16) 小野路小 谷北緑地	面積	11,118 m ²
	所在地	小野路町 1536、1576 番地
	区域	市街化調整区域
	現状の 利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地である。 ・「町田市緑の基本計画 2020」によると、敷地は「水と緑の拠点」となっている。 ・施設整備のために面積を確保するには、緑地内の木々を伐採し土地を造成する必要があると考えられる。
	備考	

5.3 参考「市境からの距離 100m」以外の条件を満たす候補地の概要

※1 成瀬クリ ーンセンター	面積	56,421 m ²
	所在地	南成瀬 8 丁目 1 番地 1
	区域	準工業地域
	現状の利 用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・下水処理場である。 ・<u>施設整備のために面積を確保するには、現有施設を移設もしくは撤去する必要があると考えられる。</u>
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>横浜市との市境に接している。</u> ・敷地内に都市計画道路の整備（高架）が予定されている。
※2 ごみ処理 場（竜谷）	面積	19,264 m ²
	所在地	下小山田町 1451、1457、1458 番地
	区域	市街化調整区域
	現状の利 用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・現在林になっている。 ・「町田市緑の基本計画 2020」によると、敷地は「水と緑の拠点」及び「保全候補地」となっている。 ・施設整備のために面積を確保するには、敷地内の木々を伐採し土地を造成する必要があると考えられる。
	備考	・ <u>多摩市との市境に接している。</u>